

平成 29 年度グリーン経営認証取得助成事業概要

(公社) 福岡県トラック協会

	内 容
助成対象	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 2 月末日の間に、新規にグリーン経営認証を取得した会員事業所
助成額	1 会員事業所当たり 20,000 円
申請方法	グリーン経営認証を取得し、認証取得費用を支払った後、下記書類を県ト協に提出する。 ① グリーン経営認証取得助成金交付申請書 ② グリーン経営認証登録証 (写) ③ 請求書 (交通エコロジー・モビリティ財団発行) ④ 領収書 (写) 又は金融機関振込通知書 (写)
予算額	<u>200,000 円 (10 社分)</u>
問い合わせ先	(公社) 福岡県トラック協会 業務二課 TEL : 0 9 2 (4 5 1) 7 8 4 5

平成 29 年度グリーン経営認証取得助成金交付要綱

(公社) 福岡県トラック協会

〔目 的〕

第 1 条 この要綱は、(公社)福岡県トラック協会（以下「県ト協」という）の会員事業所（以下「会員」という）が、交通エコロジー・モビリティ財団が実施するグリーン経営認証取得制度を取得する場合の認証費用の負担を軽減することにより、認証取得の普及を図り、会員事業所全体で環境問題に対する取組み意欲の向上を図ることを目的とする。

〔助成対象〕

第 2 条 助成の対象は、平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 2 月末日までの間に、新規に認証を取得した会員事業所を対象とする。

〔助成額〕

第 3 条 助成は 1 会員事業所につき 1 回のみ行い、助成額は、グリーン経営認証に要した費用（審査料金・登録料金）に対し、1 会員事業所当たり 20,000 円を限度に助成する。

〔助成方法〕

第 4 条 （1）助成は申請受付順に行う。
（2）受付期間中でも予算額に達した場合は、申請受付を終了する。

〔申請方法〕

第 5 条 （1）会員は、グリーン経営認証を取得し、認証取得費用を支払った後、下記書類を県ト協に提出する。
①グリーン経営認証取得助成金交付申請書
②グリーン経営認証登録証（写）
③請求書（交通エコロジー・モビリティ財団発行）
④審査・登録料金の支払いを証明する書類〔領収書（写）又は金融機関振込通知書（写）〕
（2）県ト協への最終提出期限は当該年度の 2 月末日必着とする。

〔助成金の支払い〕

第 6 条 県ト協は、申請会員の指定する金融機関に助成金を振り込み交付するものとする。

〔雑 則〕

第 7 条 本要綱に定めのない事項が発生した場合、経営改善委員会において協議するものとする。

〔附 則〕 本要綱は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。